

疑義申立事項確認等の結果

令和7年11月5日

工 事 名	朝倉横町配水管布設替工事
開札日(当初予定)	令和7年10月30日
工事施行担当課	水道整備課

申立内容及び理由（要約）	確認結果（確認を行わなかった理由）
共通仮設費率計上算出時、対象額(P)に技術管理費に計上されている管材費1/2が考慮されていないのではありませんでしょうか。水道事業実務必携には、「原則として管材費の1/2の金額は対象額に含めない」と記載があります。この時、対象額(P)には準備費の処分費を加算することとなっていることから、共通仮設費積上げ額の積算を行った後に、共通仮設費率計上分の対象額を算出するものと考えられます。対象額(P)算出の際には、技術管理費の管材費も考慮する必要があるのではないのでしょうか。 現に、現場管理費算出時には、技術管理費内（積上げ額）の管材費は1/2が考慮されています。 共通仮設費内に計上された管材費の取扱いについては、水道事業実務必携の記載が曖昧なため、管材費の取扱いについての記載および通知をしたのち、再入札を行うことを希望します。	確認の結果、違算なし

入札の執行に関する事項	うえの確認結果により、高知市上下水道局建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条第1項の規定に基づき、要綱第5条の規定による落札候補者決定の留保を解除し、疑義申立入札に係る落札候補者を決定します。 本件の落札候補者決定日時を、令和7年11月4日9時00分から令和7年11月6日9時00分に変更します。
-------------	---